

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が同法第4条に明記されました。

また、平成27年4月には、生活困窮者の自立の促進と生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指した「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

平成28年6月には、「夢をつむぐ子育て支援」等の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けた『ニッポン一億総活躍プラン』が閣議決定されています。

「地域福祉」に関しては、平成28年7月、国（厚生労働省）に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指すこと」とされました。

その後、平成29年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この法改正に伴う社会福祉法の改正では、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性が示されました。

具体的には、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すことが明記されました。

また、そのために、

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制整備
- ③ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制構築

などの包括的な支援体制づくりに、市町村が努めることが規定されました。

すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活するためには、各自が抱える課題を我が事として丸ごと受け止め、行政はもとより、社会福祉協議会や地域の関係団体、事業者、さらに住民が、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて相互に協力し、地域全体で支え合う地域共生社会の実現を目指すことが必要となっています。

こうした中で、地域での多様な取り組みの推進・展開状況や課題等を確認・把握し、それらの解決・改善に向け、和寒町では和寒町社会福祉協議会とともに、新たに「和寒町地域福祉計画※¹・地域福祉実践計画※²」を一体的に策定※³します。

なお、本計画には、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方々の財産と権利を守り支援するため、平成28（2016）年5月に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づいて策定される「成年後見制度利用促進基本計画」を内包しています。

※1 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域での助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するための計画です。人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができる「ともに生きる地域社会づくり（地域共生社会）」を目指すための「理念」と「仕組み」を示します。

※2 「地域福祉実践計画」とは

「地域福祉実践計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

※3 地域福祉計画・地域福祉実践計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、民間の活動・行動のあり方を定める「地域福祉実践計画」は共通の目的を持ち、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の協力と参画を得ながら、取り組みを展開していく必要があります。

これらが一体となった計画を策定していくことにより、地域住民や民生委員児童委員、自治会やボランティア団体、介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手との連携や協働のあり方が明確になり、和寒町と和寒町社会福祉協議会のより実効性のある活動が可能となります。

このような考えに基づき、和寒町及び和寒町社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域で互いに支えあう仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。



第2節 地域福祉の概念

一般に「福祉」と言うと、「高齢者福祉」・「障がい者福祉」・「児童福祉」など、対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いと思われます。そうした対象者ごとの法律・制度によって、それぞれ必要な福祉サービスが提供されてきたこともその一因になっています。


しかしながら、従来のように「福祉」を、特定の人のためのものというように限定的に捉えるのではなく、高齢者、障がいのある人などの要支援者への対応を重視しながらも、それにとどまらず「住民誰もがその人らしい生活を送るために、各自の能力や興味・関心に応じて自己実現していけるようにするまちづくり」という広い視点で「福祉」を捉え直す考え方もあります。

これからのまちづくりには、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して心豊かに暮らせるような仕組みをつくり、持続させていくことが求められます。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（「自助」）・住民同士の相互扶助（「互助」、「共助」）・公的な制度、サービス（「公助」）の役割分担と連携によって解決していこうとする取り組みが必要になります。

「地域福祉」とは正に、従来のもとは一線を画した概念で、制度によるサービスを利用するだけでなく、「地域の人と人との『つながり』を大切にし、お互いに支え合い助け合うような関係や、その仕組みをつくっていくこと」とされています。また、その実現のためには、それぞれ異なる個性を持った人々がその個性を尊重し合い、他の人や行政などお互いに協力し、不足を補い合いながら、自立した生活を送ることができる地域社会をつくるのが前提になります。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

<地域福祉の向上に向けた4つの助け>



自助	自分や家族による支え合い・助け合い (自分や最も身近な同居家族などが解決にあたる)
互助	身近な人間関係の中での組織化を前提としないお互い様の気持ちによる自発的な支え合い・助け合い (隣近所の友人や知人、別居する家族がお互いに支え合い、助け合う)
共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織的に、協働していくことによる支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければできないことは、行政がしっかりと対応する)

第3節 他計画との関係性

本計画の策定にあたっては、和寒町の最上位計画である「和寒町総合計画」に明記されている社会福祉分野の上位計画として位置付けるもので、高齢者や障がいのある人、児童、子育て支援、生活困窮者支援、成年後見制度等の福祉に関して共通して取り組む事項を定め、関連する分野別計画との整合性を図り、横のつながりを強めて進めていきます。



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和10年度までの8年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため必要に応じて見直しを行うものとします。

年 度								
R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
第6次和寒町総合計画								
地域福祉計画・地域福祉実践計画								
第8期 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画								
第2期 子ども・子育て支援事業計画(R2～)								
子どもの未来応援プラン(R2～)								
第2期障がい者基本計画(H30～)								
第6期 障がい福祉計画								
第2期 障がい児福祉計画								
健康わっさむ21 (和寒町健康増進計画)(H25～)								
和寒町のち支えあう自殺対策計画(R2～)								
成年後見制度利用促進計画 (地域福祉計画に包含)								
第2期 国保データヘルス計画(H30～)								
第2次食育推進計画(R1～)								